

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき市町村の法定受託事務とされている国民年金業務を実施している。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成</p> <p>②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成</p> <p>③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力</p> <p>④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力</p> <p>⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供</p> <p>⑥裁判請求の届出・受理 1. 申請受付 2. 結果入力</p> <p>⑦年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき年金生活者支援給付金の支給に関する事務を実施している。</p> <p>1. 給付金請求書の受理</p>
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、EUCシステム、府内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項別表の46、128の項</p> <p>・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施しない 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]
判断の根拠	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	行方市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施機関における担当部署名①部署	保健福祉部国保年金課	市民福祉部国保年金課	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	国保年金課長 石神 勝徳	国保年金課長	事後	
	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部国保年金課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	IV-1 提出する特定個人情報取扱いの対策	(追加)		事後	
	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策	(追加)		事後	
	IV-3 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4 委託先における対応	(追加)		事後	
	IV-5 未利用等のリスクの対策	(追加)		事後	
	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	(追加)		事後	
	IV-8 実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9 従業者に対する教育・啓蒙	(追加)		事後	
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 2.任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ④法定免除の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ⑤所得情報提供 1.提供依頼 2.住民税参照 3.結果入力 ⑥裁定請求の届出・受理 1.申請受付 2.結果入力	国民年金法に基づき市町村の法定受託事務とされている国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ④法定免除の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ⑤所得情報提供 1.提供依頼 2.住民税参照 3.結果入力 ⑥裁定請求の届出・受理 1.申請受付 2.結果入力	事後	
令和2年12月18日	I-3個人番号の利用	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号、別表第一の31項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 第24条の2	【情報照会の根拠】 ・実施しない	事後	
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法	番号法第19条第1号、第1年(別表第一)【情報照会の根拠】 ・実施しない	事後		
	II-1いつ時点の計数か	令和1年6月18日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月31日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	【接続しない(入手)】に記載なし	【接続しない(入手)】に○を追記	事後	
	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・実施しない	事後	
	II-1いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和2年1月26日	事後	
令和5年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき市町村の法定受託事務とされている国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 2.任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ④法定免除の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ⑤所得情報提供 1.提供依頼 2.住民税参照 3.結果入力 ⑥裁定請求の届出・受理 1.申請受付 3.結果入力 ⑦年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき年金生活者支援給付金に関する事務を実施している。 1.給付請求書の受理	国民年金法に基づき市町村の法定受託事務とされている国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出の受理 1.申請受付 2.異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ④法定免除の届出・受理 1.申請受付 2.免除申請書作成 3.結果入力 ⑤所得情報提供 1.提供依頼 2.住民税参照 3.結果入力 ⑥裁定請求の届出・受理 1.申請受付 3.結果入力 ⑦年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき年金生活者支援給付金に関する事務を実施している。 1.給付請求書の受理	事前	
	II-1いつ時点の計数か	令和4年1月26日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	I-5.評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
	II-1いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日	事後	
令和6年11月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	年金システム、宛名管理システム、EUCIシステム、府内データ連携システム	年金システム、宛名管理システム、EUCIシステム、府内データ連携システム	事前	
	I-3個人番号の利用	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号、別表第一の31項 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 第24条の3	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号、別表第一の46項、128項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事前	
	IV-9 人手を介在させる作業	(追加)		事後	
	IV-12 もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	
令和7年3月7日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号、別表第一の46項、128項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	・番号法第9条第1項別表の46、128の項 ・番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	番号法改正に伴う変更
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条 第8号別表第二 第48項,50項 ・行政手続における特定個人を識別するための個人番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4		事後	
	II-1いつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	